

令和 8 年

第 2 7 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 8 年 5 月 2 7 日（水）

伊勢原市農業委員会

第 2 7 回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和 8 年 5 月 27 日（水）午前 10 時 20 分から 10 時 40 分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 3 B 会議室
- 3 委員在任定数 9 名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 6 田中 真紀子
 - 7 麻生 伸一
 - 8 越水 一雄
 - 9 大木 克美
 - 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 9 名（その他、農地利用最適化推進委員 11 名出席）
- 5 欠席委員 な し
- 6 署名委員 梶 政博
重田 千秋
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局出席者 田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 な し
- 10 審議事項
 - (1) 報 告
 - 第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
 - 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
 - 第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 第 5 号 農地造成工事届出書について
 - (2) 議 案
 - 第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
 - 第 2 号 非農地証明交付申請の承認について
 - 第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
 - 第 4 号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について
- 11 審議内容 （開会 午前 10 時 20 分）

- [事務局] 在任定数9名、出席委員9名により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第27回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告5件、議案4件の計9件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
報告第1号のとおり、高部屋地区で2件、成瀬地区で2件の計4件の届出について受理しました。
なお、第三者への斡旋希望がありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
報告第2号のとおり、高部屋地区で1件の届出について受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
報告第3号のとおり、伊勢原地区で3件、成瀬地区で1件の計4件の届出について受理しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。
報告第5号のとおり、大田地区で1件の証明願いがありました。
報告第5号の1について、対象農地は沼目5丁目に1筆、証明面積は537平方メートルです。

4月17日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。

[議長] 4月27日付けで専決処分により証明書を発行しました。
何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号のとおり、比々多地区で1件の届出がありました。
報告第5号の1について、届出地は串橋字宮下の1筆、造成面積は350平方メートルであり、盛土量は170立方メートルです。

この畑は、道路から徐々に1メートル近く下がった斜面地で、その下に認定外道路と民家がある環境です。近年の豪雨で道路からの水が下の民家まで流れてしまい困っていた所、RC擁壁・コンクリートブロック積みで囲み盛土する事により使い易い畑にします。

施工内容は、最大盛土高は0.85メートルとなります。造成完了後は玉ねぎ・大根などの畑とします。

事前相談時の4月2日に事務局にて現地調査し施工前の状況を確認しています。関係機関との事前相談については、道路担当と調整済みであり特に指摘事項無いことを確認しています。

5月14日付けで専決処分により届出済書を発行しました。

工期は令和8年6月15日から8月15日までです。

なお、届出地に一番近い委員により届出書に確認をして頂いています。
工事完了時にはまた確認をお願いします。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求められます。

議案第1号のとおり、成瀬地区で1件、大田地区で1件の計2件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は高森字赤坂の2筆、実測面積288.51平方メートルを一時転用します。

申請地の北と東は舗装された道路、西は未舗装の道路、南は譲渡人の畑です。

譲受人は、水道工事業業者で請け負った工事に必要な資材置場として、現

場に一番近く出入りが容易な場所として申請地を選定しました。工期は12月末ですが、片付け耕耘のため農地の返却は令和9年1月31日とされています。

申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また申請地から500メートル以内に公園や医療機関や教育施設が2つ以上有るため、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準について、敷地は養生シートと鉄板敷にて使用します。また、雨水は自然放流します。周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(成瀬地区) 5月22日に成瀬地区4名で現地確認しました。特に問題はないと思います。

[議長] 審議に入ります。議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号のとおり、大田地区で1件の証明願がありました。

議案第2号の1について、申請地は小稲葉字仲西の1筆、面積は64平方メートルです。

経過として、所有する隣接地は親戚に貸地として提供し、昭和42年に転用許可を取り平屋住宅を建設して住んでいましたが、昭和54年に増築をした際に申請農地に敷地を拡張しています。更に令和8年4月に枝番2を分筆して現在に至っています。

経過を証明する資料としては、平成18年の固定資産税台帳と昭和57年の航空写真が提出されています。

申請地は特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、「第3種農地」と判断されます。

- [議長] 議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(大田地区) 5月20日に地区担当委員4名にて現地確認しました。
事務局の説明のとおり、かなり前から家が建っている敷地の一部であり、現実的に農地に戻すのは難しく、また周囲の農地に影響もないと思われるので、申請を認めてはいいと思います
- [議長] 審議に入ります。
議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [議長] 【質疑なし】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【挙手全員】
挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり証明する」とことといたします。
- [議長] 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条で、告示の日から30年を経過したとき、又は主たる事業者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることが出来るとされており、その場合この証明の添付が必要となります。
議案第3号のとおり、伊勢原地区で1件の証明願いがありました。
議案第3号の1について、対象の生産緑地は、岡崎字天神下の3筆、面積605平方メートルです。
5月14日に地区担当農業委員と事務局で現地調査を行いました。対象農地は多品種の野菜を小さな区画に栽培していました。この機会に生産緑地の解除を申し出ています。
- [議長] 議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(伊勢原地区) 5月22日に地区担当委員4名で現地確認しました。現地はよく手入れされており、ナス、トマト、スイカ、ピーマン等、夏野菜の準備が十分に整っている状況でありました。
ご自宅から約直線距離で150メートルぐらいであり、立地条件も非常に良く問題はありません。

- [議長] 議長 議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 議長 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決いたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 議長 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第3号の1について、「原案のとおり証明する」こととします。
- [議長] 議長 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 事務局 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。
- このことから、同法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるものです。
- 議案第4号のとおり、全4件の貸借の申し出がありました。
- 伊勢原地区で1件の提出があり、議案第4号の伊勢原の1のとおりです。
- 高部屋地区では2件の提出があり、議案第4号の高部屋の1及び2のとおりです。
- 比々多地区では1件の提出があり、議案第4号の比々多の1のとおりです。
- 以上4件について、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件等を満たしております。
- また、地域計画内の農地ではないことから、伊勢原市長への「地域計画の達成に関する照会」は必要ありません。
- [議長] 議長 審議に入ります。
- 議案第4号の伊勢原の1のから比々多の1までについて、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- [議長] 議長 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第４号の伊勢原の１について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔議長〕 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第４号の伊勢原の１について、「原案のとおり要請する」こととします。

〔議長〕 議案第４号の高部屋の１及び２について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔議長〕 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第４号の高部屋の１及び２について、「原案のとおり要請する」こととします。

〔議長〕 議案第４号の比々多の１について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔議長〕 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第４号の比々多の１について、「原案のとおり要請する」こととします。

〔議長〕 すべての審議が終わりました。

以上を持ちまして、第２７回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会 午前１０時４０分)